

昭和四日市石油（株）四日市製油所 陸運安全協力会
表彰規程

（表彰の目的）

第 1 条 本規程による表彰は、昭和四日市石油（株）四日市製油所陸運安全協力会の会員及び会員の所属員が安全衛生に対する努力の結果、無災害記録を達成した場合及び災害防止に顕著な功績があった場合に表彰し、安全衛生に対する意識の高揚に資すを目的とする。

（表彰の種類）

第 2 条 表彰の種類は次の通りとする。

（1）時間無災害表彰

長時間無災害記録を樹立した会員に対し、3万・5万・10万・20万・30万・50万・70万・100万、以後50万時間毎に「時間無災害表彰」を行う。

（2）年間無災害表彰

年間延労働時間1万時間未満の無災害の会員に対し、3年・5年・7年・10年、以後5年毎に「年間無災害表彰」を行う。

（3）特別表彰

次の各項のいずれかに該当する功績があった場合

①災害を未然に防止した場合

②安全対策上の改善に著しい成果があった場合

③誠実に業務に励み他の模範とする場合

（災害の定義）

第 3 条 （1）本表彰規程における災害とは、構内において負傷あるいは健康障害等により、休業者を発生した場合をいう。

（2）休業災害にならない場合においても、労災補償保険法による第14級以上の身体障害を伴う不休業災害は、休業災害並に扱う。

（表彰の欠格）

第 4 条 次の場合は、本規程による表彰は行わない。

時間無災害表彰

（1）年度途中の入退会員

（2）災害が発生した年度内

（表彰の審査及び決定）

第 5 条 表彰の審査及び決定は、次の通りとする。

（1）表彰の審査は、幹事会で行う。

表彰資格の取消し

協力会行事の参加状況、パトロール指導状況、社会的に不名誉な事故等を起こした場合は、表彰を取り消すことがある。

（2）表彰の決定は、会長が行う。

（表彰者）

第 6 条 表彰は会長が行う。

（会社表彰）

第 7 条 会社表彰規程に該当する会員を幹事会で審議決定し、会社へ表彰を具申するものとする。

(表彰の時期)

第 8 条 表彰は、年 1 回とし、毎年通常総会で行う。ただし、特別表彰は、適宜行うことが出来る。

(その他)

第 9 条 本規程の運用は、次の通りとする。

- (1) 延労働時間、期間の算出は、毎年 4 月 1 日より 3 月 31 日までの毎月の災害月報に記載された延労働時間数と日数を集計する。
- (2) 本表彰規程は、安全協力会の普通会員、準会員及び会員の所属員を対象とする。
なお、功績が認められた場合記念品を贈る。
- (3) 本表彰は、重複はしない。(特別表彰は除く)

付 則

(運用)

第 1 条 この表彰規程に基づく時間、期間の算定は、昭和 55 年 12 月 1 日より実施する。

(施行)

第 2 条 本規程は、昭和 56 年 12 月 1 日より施行する。

(改定)

- 第 3 条
1. 平成 6 年 7 月 1 日
 2. 平成 7 年 7 月 1 日
 3. 平成 11 年 4 月 1 日
 4. 平成 26 年 4 月 23 日